商工観光課　問 商工振興係（235・236）



税務課　問 滞納整理係（112）

12月は国民健康保険税の滞納整理強化月間です

国民健康保険税は、健康保険制度を支える貴重な財源です。納期内納付へのご理解・ご協力をお願いいたします。

滞納すると	納付が困難な場合は
• 国民健康保険税を滞納すると、預貯金・財産の差押えなどの滞納処分をおこなう場合があります。 • 過年度分の国民健康保険税に滞納がある世帯は、医療機関などでの窓口負担が10割負担となる【特別療養費】の対象となります。	• 災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国民健康保険税を納期限までに納めることができない場合は、早めに税務課へご相談ください。

※月間中は、事前にご連絡いただければ夜間窓口の対応も可能です。
（職員待機のため、希望する場合は**前日までに**お電話にてご相談ください。）



【お問い合わせ・相談先】　共通 ☎099-476-1111
税務課　滞納整理係　（内線112）
保健福祉課　国民健康保険係　（内線131、133）